

# 第11回八街市農業委員会総会

平成24年11月20日  
八街市農業委員会

## 平成24年第11回農業委員会総会

平成24年11月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄   | 15. 井口政直  |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
|         |           | 22. 川野 繁  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	菅沼邦夫	主査補	山浦美江子

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
- 議案第5号 農地競売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
- 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第7号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- その他 1 平成24年度農業者年金加入進捗活動について

## ○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

## ○川野会長

それでは、第11回の総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さもようやく本格的な冬がやってまいりました。皆さん風邪を引かないように。話は別の太陽光発電について、農業新聞等でいろいろ出ておりましたけれども、先日15日に県の方へ農地課へ参りまして、2種、3種は太陽光発電は地目変更できてやれるんですけども、1種農地はだめということでございましたので、1種農地でも下を農地として利用すれば可能じゃないかということで、それでは、1種農地でやる場合は下を耕作ができるようにすればいいということでございましたので、皆さんの中で、一時転用の申請だけはしていただいて、希望があれば、この際やった方が政府が42円というあれは、たしか20年間だと思います。政府が決めたことは。そうすると、今回、案件が2件、阿部さんの一例を聞いたところでは、2千200万円かけて、8年間でもとが取れるということで、諸雑費を見ても10年間あれば折りになると。そうすると、あとの10年間は儲けになるということで、計算ができるということで、ちょうどあれを見ますと、1カ月に直すと27万5千円が毎月20年間計算されると。そこから返済金といわゆる保険、自然災害に対しての保険は、ごく安いんだそうです。高いのかと思って聞いたところが、阿部さんの場合だと大体高くでも年間2万円だろうと。1万円から2万円ぐらいの保険で天災の場合には出るというあれだと、安心してやれるのではなかろうかなど。そうすれば、一定の収入があれば、後継者もできるだろうという考えから、先日15日、県の方へ行ってまいりました。以上で、あとはいろんな案件について、事務局とやる方は今日やらせてもらいたいと。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で5件、農地公売及び競売買受適格者証明の交付2件、農用地利用集積計画の承認3件、軽微な農地改良事業の届出1件、農地法施行規則第53条の届出2件、合わせまして13件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いします。

## ○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

10月25日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査案件をなかったために、農地パトロールのみ実施いたしました。担当委員、川野会長、内藤委員、瀬山委員出席のもと実施いたしました。

11月2日、金曜日。午前9時30分から役員会議を会長室で開催いたしまして、川野会長、三須副会長、鈴木部長、関端部長、中川副部長、関口副部長、林副部長が出席いたしました。

同じく11月2日、金曜日。午後1時から農業経営基盤強化促進大会が千葉市で開催されまして、出席委員、川野会長、三須副会長、関端部長、中川副部長、林副部長出席のもと実施い

たしました。

11月6日、火曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしました。担当委員、三須副会長、林委員、井口委員の出席でございました。

同じく11月6日、火曜日。午後1時から千葉県的女性農業委員の会が千葉市で開催されまして、石井委員が出席しております。

同じく11月6日、火曜日。午後1時30分から北総中央用水土地改良区理事会が八街市中央公民館で開催されまして、川野会長が出席しております。

11月11日、日曜日。午前10時から八街市定例表彰式が八街市中央公民館で開催されまして、川野会長が出席しております。

11月14日、水曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員、三須副会長、関端部長、立崎副部長、内藤委員、飛田委員、中川委員出席のもと実施いたしました。

11月16日、金曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所第5会議室で実施いたしまして、三須副会長、関端部長、立崎副部長、岩品委員、飛田委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

#### ○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号12番の小山委員、13番の飛田委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

#### ○山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在東吉田字二塚、地目畑、面積1千886平方メートル。権利者事由、経営規模を拡大したい。義務者事由、権利者から要望されたため。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番の井口委員、お願いいたします。

#### ○井口委員

議案第1号1番、農地法第3条申請による調査報告について報告します。

申請地について、位置はJR八街駅より南へ約3.4キロメートル、境界は確定しておりませんが、権利者も隣接所有者も確認し、問題ありません。現況は既に賃貸により権利者に借りて耕作しております。

進入路は権利者の自宅の進入路と兼ねて確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台です。労働者は権利者及び世帯員が3名で、雇用者はおりません。年間作業従事日数は、権利者が320日、奥さんが320日。技術力もあり、面接要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

営農計画は、サツマイモ、落花生、大根、ニンジンを作付する予定であり、通作距離は自宅の隣接地です。

以上の内容から、権利者及び世帯等の権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準を全て満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての1番と2番を議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字四番野、地目畑、面積2千679平方メートル。転用目的、太陽光発電

所用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電所を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を始め、安定した収入を得たい。

番号2、所在八街字東崎、地目畑、面積9千662平方メートルのうち625.00平方メートル。転用目的、農家住宅用地。転用事由、現在、事情により借家に居住しているが、農業を営む上で拠点となる住居や農機具置場などが必要なため、当該申請地に農家住宅を建築したい。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、立崎委員、お願いいたします。

#### ○立崎委員

議案第2号1番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約900メートルに位置し、公衆用道路に面し、進入路は確保されています。

農地性としては、用途区域内にある農地ですので、第3種農地です。

事業計画ですが、太陽光発電所用地の樹木の伐採、抜根、整地、ヤダテコンクリート工法によるパネル設置、システム機器設置、周囲にフェンスを設置。資金は借入金にて賄う計画になっています。

次に、造成計画は樹木の伐採、抜根、整地。土地の選定理由、採光を取り込みやすい場所である。太陽光発電システムにおいて必要な電柱が近くにある。

用水・排水はなし。雨水は自然浸透。

次に、防災計画は隣接道路通行時の安全策をとる。通学路指定のため、登下校時に配慮する。隣接農地はありません。また、土地改良受益地ではありません。

以上のことから、速やかに計画が実行されると思います。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

2番、栗原委員、お願いいたします。

#### ○栗原委員

議案第2号2番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約4キロメートルに位置し、市道から敷地延長を経て、進入路は確保されております。

農地性としては、農地の広がりが見られるため、事務局に広がり面積について確認を依頼したところ、10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者は農業従事者であり、事務指針の31ページのCの(A)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は農家住宅ということですが、申請面積は625平方メートル

ルであり、面積妥当だと思われます。

資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、賃借権設定に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地は権利者の所有地であり、農振除外の際に地元の土地改良区の同意も得ております。権利者は平成23年4月に火災により居宅や農機具置場等、全てを焼失し、生活拠点を失いました。今回、焼失建物の南側の畑に生活拠点を再建しようとするもので、必要性についても認められます。

また、既存の宅地は畑として利用する計画であり、信頼性においても認められております。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題がないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号3番についてを議題といたします。

この案件については、部会案件で、農政部会第2班に担当していただきました。

班長の立崎副部長から説明願います。立崎副部長、お願いいたします。

#### ○立崎副部長

それでは、議案第2号3番、農地法第4条の規定による許可申請について。

番号3、所在文違字文違野、地目畑、面積1千983平方メートル。転用事由、当該申請地に太陽光発電所を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を始め、安定した収入を得たい。目的、太陽光発電所用地。

11月16日、農政部会第2班による面接調査を実施しました。出席委員は、農政部会第2班、立崎、岩品委員、飛田委員、三須副会長、関端部長、事務局より菅沼主査、森主査補が出席されました。

あと、申請者と代理人の方が出席しました。

権利者の職業は会社員だそうです。権利者が申請農地を転用する理由は、国が太陽光発電を推奨しているため、もうすぐ会社を閉めるので、別の事業を行うということでした。

次に、事業計画、土地利用計画、太陽光発電所用地。申請地の選定理由、障害物もなく、最適であるため、自己所有地の中で選択したということです。東京電力等の契約状況及び売電計画、1キロ当たり42円で売電できる状況で、20年間ということです。第1期の5基分に関しては、検査済みだそうです。残り4基を設置する予定です。

維持管理について、太田電工に管理を委託するそうです。造成及び排水処理計画について、造成計画、そのままの状況で暴風ネットを張り、門扉を設ける。排水処理計画、空いている通路等は、ほぼ畑の状態が残す。傾斜している南側隣接地に溝を設ける。資金は自己資金。

隣接農地に対する同意状況及び被害防除計画。同意状況、了解を得ている。被害防除対策、南側に溝を掘る。

その他の確認事項、パネル置場以外の農地の利用について。背の低い野菜を作る。事前着工の始末書が添付されています。

申請地は10ヘクタール以上に広がりがある農地で、第1種農地と思われましたが、11月13日付で、県から1キロメートル以内に市役所の出先機関である水道局があり、概ね40パーセント以上の宅地があるということで、第2種農地との通知がありました。

以上のことから、農政部会第2班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在大木字花見台、地目畑、面積5千454平方メートルのうち274.10平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、賃貸マンションに居住

しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、実家に隣接している当該申請地に専用住宅を建築し永住したい。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1 番、石井委員、お願いいたします。

#### ○石井委員

それでは、議案第 3 号、番号 1 番、農地法第 5 条許可申請についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は J R 八街駅より南東方向へ約 2 キロメートル、国道 4 0 9 号木原入口交差点から市道 3 0 0 メートルの地点に位置し、指定道路を通り、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域外にある小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針 2 9 ページ、⑤の (B) にあたりますので、第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、申請面積は 5 千 4 5 4 平方メートルのうち 2 7 4 . 1 0 平方メートルであり、面積妥当だと思われます。

申請地は両親の既存農家住宅敷地に隣接し、専用住宅地として最も適しているため選定したそうです。

申請地及び既存農家住宅敷地 1 千 5 3 9 . 8 6 平方メートルを除く残りの土地は両親の耕作の中心地となっているため、その他の農地も農用地となっているために、宅地転用することは困難であり、既存農家住宅敷地は昭和 2 9 年以来、農家住宅敷地として利用して現在に至ってしまい、本来ならば、非農地として分筆、地目変更しなくてはならないところ、隣接地の一部で境界確定できないところがあり、新たな登記簿法による土地の測量もできず、手続を保留しているそうですが、隣接地の境界確保ができ次第、非農地として分筆、地目変更をするとのことでした。

資金計画は住宅ローンを利用するとのことでした。

申請地は両親の農地であり、権利移転に対しては支障となるものではありません。

用水は井戸による自家水道。雨水、排水は雨水浸透枡を設け、出入り口を除く敷地周辺は盛土、芝の植え付けをする予定だそうです。雑排水は合併式浄化槽と蒸発散装置計画をしているそうです。

周辺農地の営農状況への被害防除対策ですが、父親の既存農家住宅と耕作地に囲まれているので、被害を及ぼすことはないそうです。

申請地は用途地域内であり、事業実施の見込みは確認できます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上で、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

## ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

## ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

## ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。  
次に、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付について、農地法第3条を議題といたします。  
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

## ○山内主査補

それでは、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付について、農地法第3条について、  
ご説明いたします。  
番号1、所在根古谷字東、地目畑、面積317平方メートル。申請自由、経営規模拡大のため、当該農地を取得したい。  
以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。  
1番、飛田委員、お願いいたします。

## ○飛田委員

それでは、議案第4号1番、農地法第3条による農地公売買受適格者証明の交付についての  
調査結果を報告します。  
申請地の位置は、市役所より南西方向に約6.5キロメートルに位置しており、境界は確定  
しております。現況は耕作されております。進入路は農道にて確保されております。  
次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。  
申請者の所有している主な農機具は、トラック1台、トラクター1台、田植え機1台、コン  
バイン、乾燥機各1台です。  
労働力は申請者及び世帯員が7名で、常時雇用はおりません。年間農作業従事日数は申請者  
が60日、世帯員が平均300日です。  
また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。  
現在、所有する農地で一部20年以上前から非農地の状態と谷津の急傾斜地で耕作できない  
農地がありますが、その他は耕作されておりますので、やむを得ないと思います。

また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った時期はなく、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他の参考といたしまして、営農計画は主に落花生を作る予定でありまして、通作距離ですが、自宅から申請地まで約50メートルです。販売先は落花生問屋などだそうです。

以上の内容から権利者及び世帯員などが、権利取得において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準を全て満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

#### ○山内主査補

ただいま、ご審議していただきました案件についてですが、以後、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らず、会長専決による許可相当にて検討してよろしいか、ご審議していただきたいと思っております。

#### ○川野会長

以上のとおりでございますので、今後の事務処理については、会長専決でよろしいかをお諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川野会長

異議なしということですので、会長専決として処理をいたします。

次に、議案第5号、農地競売適格者証明の交付について、農地法第5条を議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、議案第5号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第5条についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積165平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟用地。転用事由、建売分譲住宅1棟、建築、販売。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

○中川委員

この案件は、たしか3年前に、この総会で許可相当をもらった案件だと思います。八街市において、差し押さえられまして、競売で上がってまいりました。

議案第5号1番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北に約1.5キロメートル、八街病院の西500メートルに位置します。進入路は市道に接しており、確保されております。

造成計画は土砂の搬入・搬出はなし。計画面積は165平方メートル。農地区分は第2種農地と判断。代替性はないと思います。

資金は自己資金。用水は公営水道。排水、雨水は浸透枡。汚水・雑排水は合併浄化槽を経て接続側溝へ放流。

隣接者は弟であり、周辺は隣接者の土地でありますので、特に問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、許可相当で決定いたします。

菅沼主査、お願いします。

○菅沼主査

ただいま、ご審議いただきました議案第5号の案件についてですが、今後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らず、会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○川野会長

今後の事務処理について、変更がない場合は、会長専決による許可でよろしいかをお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

**○川野会長**

異議なしということでございますので、変更がなければ、会長専決といたします。  
会議中ですが、ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時16分

**○川野会長**

会議を再開いたします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

**○山内主査補**

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてですが、本件につきましては、平成24年11月16日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在八街字東崎、地目畑、面積4千677平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は10年、新規でございます。

番号2、所在榎戸字上、地目畑、面積1千974平方メートル。利用権の種類は貸貸借。期間は2年8カ月、再設定でございます。

番号3、所在八街字笹引、地目山林現況畑、面積9千900平方メートルのうち3千平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5千平方メートル。利用権の種類は貸貸借。期間は2年、再設定でございます。

以上です。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、議案第7号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在上砂字大峠、地目宅地現況畑、面積776.85平方メートルのうち320.12平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積900.24平方メートル。目的、軽微な農地改良。工事期間、平成24年10月20日から平成24年10月26日まで。

なお、本案件につきましては、証明書の交付前に着工してしまっておりますので、始末書が提出されております。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、菅野委員、お願いいたします。

#### ○菅野委員

では、現地調査報告をいたします。

この案件は、農地に客土をし、農作物を栽培したいということです。

また、この農地は土地所有者が養豚業を営んでいたもので、豚舎が建っていましたが、廃業とともに豚舎を撤去した跡地です。現在、土が搬入されて、大部分が整地されていますが、一部が、まだ未整地の状況です。この部分に関しましては、所有者自ら重機にて整地するということです。

また、搬入土に関しましては、良質で問題はありません。

また、盛土の高さは約60センチです。隣接農地から2.5メートルセットバックしてあり、雨水は届出農地内で処理するということです。

また、工事完成後は落花生、サツマイモを作付する予定だそうです。

以上から何ら問題ないものと思われまます。

以上です。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第7号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。  
次に、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。  
菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在砂字釜ヶ上、地目畑、面積419平方メートルのうち29.04平方メートル。目的、防火水槽用地。事業内容、防火水槽を設置する。

番号2、所在砂字釜ヶ上、地目畑、面積419平方メートルのうち36.04平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、防火水槽設置工事に伴う作業スペースとして一時的に使用する。期間、平成24年12月1日から平成25年3月25日まで。

以上です。

#### ○川野会長

この案件については、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。  
次に、その他として、平成24年度農業者年金加入促進活動について、事務局の説明を願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、こちらの年金推進用という封筒の中の資料を見ていただいて、本年度も農業者年金の推進ということで、農業委員の皆様には戸別訪問の実施をお願いしたいと思います。

本日、推進の依頼に関する文書を一式お渡ししてありますので、資料を参考に今年度の推進計画について、簡単にご説明いたします。

まず、本年度の八街市の農業者年金加入目標数が33人と千葉県農業会議の方で設定されております。さらに、八街市は平成22年度から24年度までの新3カ年計画の加入実績が目標人数を達成できない状況のため、今年度の加入推進の取り組みでは、特別重点指導市町村に指定されました。

そこで、今年度は戸別訪問の方法を前年度と少し変更いたしました。前年度は戸別訪問を実施していただく方として、事務局で推進対象者を特定しておりましたが、本年度は特別重点指導市町村の取り組み事項として、農業委員1人当たり10人以上の加入働きかけを実施することで、事務局で加入推進対象者の特定はいたしません。しかし、参考に加入対象者名簿として、概ね55歳未満で年間60日以上、農業に従事している者をリストアップしたものを

お渡しいたします。その名簿の中から10名以上をピックアップして、戸別訪問するか、名簿に記載されている方全員に対して戸別訪問するか、名簿に記載されていない加入対象者を自分で見つけて戸別訪問するかは、農業委員の皆様それぞれお任せいたしますが、最低10名は必ず実施していただきたいと思います。10名以上戸別訪問していただいて、その結果を来年1月の総会までに、別紙4の報告書により事務局へ提出していただきたいと思います。

注意事項といたしまして、参考としてお渡しします加入対象者名簿に記載されている者についてですが、農業者年金の加入要件になる国民年金の加入状況については、確認していません。事務局で後ほど確認いたします。

2番目として、各農業委員に最低10名以上の戸別訪問をお願いしますが、地区によってはどうしても対象者が10名いないというところもあると思います。実際、加入対象者名簿に記載されている人数が10名いない地区もあります。その地区については、農業委員にも加入できそうな人を探していただいて、それでも見当たらなかった場合は、それで結構でございます。最低、名簿に記載されている方について、戸別訪問していただきたいと思います。

今後の予定でございますが、各農業委員の推進結果報告をもとに、会長、地元農業委員、JA職員、事務局職員による第2回戸別訪問を実施する予定であります。実施は1月の後半から2月にかけてということです。

各農業委員による戸別訪問結果が加入希望者、年金に興味があるとの者について、第2回戸別訪問を実施したいと考えております。各農業委員には、最低1名は第2回戸別訪問につながるような推進をお願いしたいと思います。

以上が今年度、予定している加入推進の計画になります。不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

お忙しいところ、大変申し訳ありませんが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

## ○川野会長

説明が終わりましたので、質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

## ○関端委員

毎度のことなので、毎度のことと言っては悪いですけど、私らもいつも訪問しても入る意思はないと言って断られるのがほとんどなんです。そういうところへ毎年毎年行っても、向こうで去年も断ったじゃないかというような話になっちゃうので、10人と言われましても、なかなか10人を見つけるのが大変なので、何回も断られているところはしようがないと思いませんけれども、いいですか。

## ○藤崎事務局長

名簿の中で、今回55歳まで増やしてございますので、もし、その中で回っていない方がいらっしゃいましたら、その方を訪問していただいて、既に回っていて、長くやっている委員さんについては、何回も断られている方も多いためと思いますので、そういう方は除いていただいて、そうでない部分の名簿に載っている方をお願いしたいというふうに思います。

○川野会長

あと、そのほかに。

○井野委員

別紙3の農業者年金の特徴とあります。その1ページの3、終身年金で80歳まで保障付きと。これは意味としては、どういう意味でしょうか、1点。

もう1点、一番最後の4ページの一番下、受給開始は原則65歳だが、60歳まで繰上受給することができる。この辺について教えてもらいたいです。

○藤崎事務局長

まず、80歳まで保障付きというのは、基本的に例えば65歳からもらい始めるわけですが、途中で例えば病気になって70歳で亡くなっちゃう場合があったりとか、そういうケースの中には出てきますが、その場合に例えば65歳になって裁定されたときに、月々1万円とか2万円とかって決定されますので、それが80歳の誕生日が来るまで、例えば70万円とか100万円とか80万円でいける、100万円もらえるといった場合に、70歳で亡くなって、まだ30万円しかもらっていないという場合は、差額の70万円分を亡くなった時点で支給されるということです。

○井野委員

80歳過ぎは。

○藤崎事務局長

80歳過ぎは生きていれば、80歳以降も例えば毎月1万円支給されていれば、ずっと亡くなるまで支給されていると。

○井野委員

……にしていれば、100歳でももらえると。

○藤崎事務局長

そういうことです。

それから、もう1点が、一番最後の65歳だが60歳まで繰上受給することができるというのは、申請すれば60歳からもらえますけれども、支給額といいますが、平均に80歳まででならして支給をしていきますので、65歳から例えば年間10万円もらえるとすれば、それが年間7万円になってしまうとか、6万円になってしまうとかという、今の国民年金の受給と同じで、60歳から先にもらえば、金額が低くなってしまふと。それがずっと65歳を過ぎて生きている限りは、ずっとその金額で行ってしまいますよということですね。

○井野委員

農業者年金は、ほぼもらえる……。

○藤崎事務局長

これは、もう全て農業者年金、自分が積んだ分の話ですから、それが例えば65歳からもらえれば、年間10万円もらえたのが、60歳に繰り上げてしまえば、例えばですけども、年間7万円になれば、年間7万円がずっと亡くなるまで基本的に続いていくと。そのときも、多

分80歳まででもらえる予定の金額が例えば75歳で亡くなった場合は、80歳までの分をもう一回計算して、一時支給をするということでございます。よろしいでしょうか。

○井野委員

もう一つよろしいですか。すみません、たびたび。仮に年齢が60歳過ぎて、自分らは私が農業者年金を受給申請します。受給できるわけでしょう、例えばの話。その場合、後継者がいない場合、後継者がいて、農業者年金を後継者がかけた場合、それと後継者がいなくて、農業者年金をかける人がいない。その場合の差というのは、どの程度あるんですか。概算でいいです。例えば後継者が、私が受給申請して63歳なら63歳で受給申請して、後継者がいて、後継者が農業者年金に加入します。その場合、例えば65歳でもいいです。100パーセントなら100パーセントくれるとします。後継者がいなくて、農業者年金は誰もかけませんと。その場合は、どの程度減るんですか。もらう額が違うと思うんですけども。

○藤崎事務局長

今の質問は非常に難しく、個々積んでいる金額がみんな違うので……。パーセントではわからないですね。

○関端委員

たしか、前は後継者がいなかった場合は100パーセントとした場合に、後継者がいて農業者年金に入っている人は120パーセントもらえるという、そういう説明が前はあったんですが、今はわかりませんけれども。

○藤崎事務局長

この新制度の年金につきましては、基本的に経営移譲年金と、それから通常年金と5種類ございます。経営移譲年金というのは、基本的には国から補助を受けて通常加入は2万円以上なんですけど、国から補助を受けて1万円、自分が1万円の納付をした場合は、その次の方に経営を移譲できた場合は、国が納めていた部分をもらうことができるという制度がまだ残っております。ただ、それは国が代替的に納めていますから、もし、経営移譲できなかった場合は、その部分はゼロ。自分で積んだ分だけはもらえるという計算になりますので、ですから、例えば今度入る方が25歳とかと若い場合は、2万円ずつ最低、一般の場合ですと2万円ですから、2万円ずつ毎月入れるのが非常に苦しいというときに、国の制度を使って自分で1万円、それから国の方で1万円の補助を受けて、とりあえず、ずっと行くと。でも、実際には、その次の後継者に譲れるかどうかの問題ですから、まだ、25歳とか結婚もしていない状況の方もいっぱいいるわけですから、その経営移譲ができるかどうかはわかっていない部分ですので、そこは自分が積んでいない部分ですから、もし、いればもらえる。いない場合はもらえないという割り切りをしていただくしかない。自分が積んだ分は基本的には、全部自分がもらえる年金になっているということです。

○川野会長

肩代わり分はないということですね。

○藤崎事務局長

肩代わり分は、経営移譲できれば。

○石井委員

質問とあれなんですけれども、この農業者年金のことなんですけれども、要するに、今の事務局長さんの話を聞いて、自分の受け止め方なんですけれども、国の補助を受けて保険を自分が1万円、国から1万円いただいて、2万円をかけることになりますよね。それを国からの補助していただくというと、いざ実際、自分が60歳で年金を受け取る時点で、後継者がいなければ、その年金は全てかけたものはもらえないということなので、今現在、例えば40歳の後継者さんが年金に入る、ここに加入するという時点で、選択しなくちゃいけないような感じに受け取るんですけれども、私は後継者が40歳で結婚したら、60歳になったら後継者がいなかったら、国からの補助としてはもらえないんだったら、今現在、今度40歳なんですけれども、60歳までに後継者ができないかもしれないので、1万円の年金を積立式でかけて、その時点では確実にその分はもらえますよね。そういう選択でもいいんじゃないですか。

○藤崎事務局長

国の制度を使う場合は、1万円というのがあるんですが、その制度を使わない場合、これは最低2万円というのが決まっています、多分、国の制度を付けてあるというのは、この1万円登録制があるんですが、それもずっとではありませんので、1万円で行けるのは10年間しかございませんから、その後は2万円ずつ積まないといけないと。自分が積んだ1万円が10年後に今度2万円に切り替わりますので、ただ、そこまでは1万円積んだものは全て自分が積んだ分の利息分まで含めて自分がもらうということですので。

○石井委員

要するに、もらうのには、やはり認定農業者とか、……申告者とか、認定農業者とか、そういう資格がなければ、国の補助はもらえないということですよ。

○藤崎事務局長

もちろん補助を受けるには条件がありますので。

○石井委員

条件がありますよね。そこを知らないで……。

○藤崎事務局長

まずは、そこはクリアしていないと。

○石井委員

クリアしていないと、結局、国の補助はいただけないということですね。

○藤崎事務局長

ただ、自由にかけるのは、2万円以上でかけるのは補助は関係ありませんから、農業者であれば、誰でも2万円から最高6万7千円まではかけることが自由ですので、ですから、県なんかへ行って、お話を聞きますと、途中で例えば我々のようにサラリーマンをやっている、退職して、途中で例えば会社を首になってしまって、50歳を過ぎたら農業をやっているんだと。そういう方は、もうかける期間が非常に短いわけですよ。だから、今、50代を超えるとかけ

ている金額が多いのは6万7千円だそうです。というのは、もうかける期間が短いので、それを短い期間で、ぱっとかけて、それを収入がなくなった時点で自分の年金として、国民年金プラスアルファでもらっていくという形をとっている方、入っている方が多いそうです。一応そういうことでよろしいでしょうか。

#### ○川野会長

あとは、年金についてございませんか。

#### ○関端委員

今の年金の話と違うんですけども、さっき会長が挨拶の中で太陽光発電の話をしましたよね。あれのことで、ちょっと聞きたいんですが。

#### ○藤崎事務局長

最後にもう一回、言おうかなと思ったんですが。

先日、会長と私で11月15日に県の農地課の方へ行ってきまして、国の方から4月の時点で2種、3種農地については転用行為ができる場所ですから、太陽光発電施設についても、転用というのは、下を耕作しないという条件でございますので、特に許可条件でクリアできる場所ですからいいんですが、1種農地についてどうなんだということで、皆さんも農業新聞をとっておりますので、たしか9月の新聞だったと思いますが、農業新聞の方に太陽光発電を農地の上に設置して、下で耕作しているんだというのが、たしか三重県か何かで実施したということで、それはやっていいんだよねということの確認で、実は会長と行ってきました。

それというのも、八街にも非常に問い合わせはたくさん事務局の方へ来ています。その場合、どうしたらいいかというのが、なかなか判断が難しいので、どうなんでしょうということで行ってまいりました。現在の農地法の制度下において、基本的に1種農地と判断された場所につきましても、太陽光発電についても、今のところ農水省の方で、この太陽光についてどういうふうにするかを検討はしているそうですが、現在のところは、ほかの転用と同じということで1種農地は基本的に許可しないということだそうです。その許可しないということの反比例になるんですが、太陽光施設を設置しても、地面の部分を効率的に耕作しているということであれば、現在の農地法の取り扱いで転用にならないという見方があるそうです。要するに上に設置して、下は作物を作るというのが条件だそうです。作っていないとだめですが、作ってれば、要するに、その部分としての太陽光発電の施設をやる許可はとらないんですけども、実際問題何もなしでやれませんので、工事期間中の一時転用をとってくださいと。そのときに一時転用の許可の中で1種農地ですから、その下は効率的に耕作できる農地になっているかどうかの判断をするというのが県の見解だそうです。ですから、一時転用の許可はとってもらいたいと。

今、国の方で見直しをやっていることなんですが、1種農地について最悪は撤去もあり得ると。ただ、これは撤去させるかどうかというのは、国がどういう判断基準を出してくるかわかりませんので、何とも言えない状況だそうです。ですから、一応、下は耕作できるような状態、耕作して作る施設で考えてくるのであれば、ある程度、協議には乗るのかなという判断は

しております。ですから、もしそういうお話がありましたら、一回事務局の方に、そこがまず1種農地かどうかという問題はありますから、その判断とあわせて事務局の方に相談を持ちかけたらどうかというふうに思っております。ただ、業者さんの方からもいろいろな情報が流れてきて、何もなくてやる太陽光発電については、東電の方で何か負担金が相当かかるのか、いろいろあるようです。ですから、本当に一面畑というところに、いきなりポンというのは、なかなか難しいようです。そこに大きな工場とかがあって、受給がすぐできる場所であれば、あまりお金がかからないとか、何もなくて作る、例えば見渡す限り畑の真ん中に作って、そこで電気を引っ張って行ってというと、当然ロスが出るわけですから、その負担というのは、東電の方に聞かないと実際には、どういう負担金をとられているのかわからない状況のようです。それは、今、業者さんが言っている話ですから、簡単に設置、何もなしで、ポンとできないんだというようなことは言っていましたので、もし、そういうことがあったらできるかもしれないから、相談は行ってもいいんじゃないのというような程度で、できる、できないは、やはり自己責任になりますので、慎重にやっていただければなど。ただ、2種、3種については、基本的には許可は出せるようですので、2種、3種農地についてはいいかなと思うんですが、1種農地は今のところ、そういう状況で、判断は個別案件にうちの方も県に出てくれば相談はかけるという状況でございます。

#### ○関端委員

私が聞いたかったのは、耕作放棄地というのがありますよね。要するに後継者がいなくて耕作できないという土地。そういう土地をもし申請した場合には、どうなるのかなというのを聞きたかったんですけども。

#### ○藤崎事務局長

基本的に耕作放棄地であっても、1種農地の場所であれば、許可は出ないというふうに考えています。

#### ○関端委員

相当矛盾した話だな。わかりました。

#### ○川野会長

あとは、太陽光発電についてはございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

なければ、その他に移ります。

#### ○藤崎事務局長

それでは、来月の予定でございますが、予定表を配付してございますが、一部、委員さんの都合が悪いというところがございますので、訂正をお願いしたいと思います。

11月22日の転用確認調査、鈴木部長、中川委員、岩品委員となっておりますが、ここを石井委員というふうに直していただきたいと思っております。

そして、12月27日、木曜日。こちらの石井委員のところを岩品委員ということでお願い

したいと思います。

あとは、12月4日が担当委員、川野会長、栗原委員、井野委員。

12月13日と17日が部会の現地調査、面接調査。次回は農地部会の第1班からということでございます。

12月19日、水曜日、総会。

12月27日、担当委員、三須副会長、森委員、岩品委員ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

私の方からは以上です。

#### ○菅沼主査

すみません。長時間になって申し訳ございません。

2件ほどご連絡いたします。1件目といたしまして、12月19日、水曜日。午後1時半から当会場において、千葉県担い手育成総合支援協議会の農業経営基盤強化促進強化月間における市町村巡回研修会が開催されます。当日は12月の総会日となっておりますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、研修内容につきましては、講師を含め、現在調整中でございます。

#### ○藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後5時00分)

議事録署名人

議 長

1 2 番

1 3 番